

知っていますか？マイナンバー制度 税務編

平成28年分以降の税務関係申告書、申請書、届出書、調書その他の書類にマイナンバーを記載しなくてはなりません。
また、給与所得の源泉徴収票や給与支払い報告書であれば、支払者のマイナンバーだけでなく、従業員（専従者）のマイナンバーに加えて、控除対象配偶者及び扶養親族のマイナンバーなども記載することとなります。

マイナンバーを記載して申告書等を提出するイメージ

(申告書・届出書等)

確定申告書、申請書、届出書等にマイナンバーを記載して提出します。



個人事業主



事業主のマイナンバーを記入



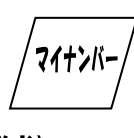
税務署

(給与支払報告書等)

従業員（専従者）・控除対象配偶者及び扶養親族のマイナンバーを収集し、給与等の支払いに係る給与支払報告書に記載して提出します。



従業員（専従者）



収集



個人事業主



事業主・従業員等のマイナンバーを記入



税務署・
市税事務所

～ 税務関係書類へのマイナンバー記載時期 ～

- ①所得税：平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から記載。
- ②法人税：平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から記載。
- ③法定調書：平成28年1月1日以降の金銭等の支払い等に係る法定調書から記載。
- ④申請書・届出書：平成28年1月1日以降に提出すべき申請書等から記載。

個人番号（マイナンバー）の事前登録をお願い致します！

平成28年分より、確定申告書・届出書・給与支払報告書（源泉徴収票）等に事業主・従業員・扶養控除対象者等の個人番号（マイナンバー）を記載する事となりました。個人番号は、特定個人情報取扱規程に基づいて取り扱う為、「個人番号の事前登録」と、個人番号をお預かりするにあたり「特定個人情報の取扱いに関する業務委託契約書に署名・捺印」をお願い致します。

（登録期間） 4月～12月まで

（登録会場） 申告会事務局2階

（対象） イータックス（電子申告）をご利用になる事業主・事業主のご家族、従業員・従業員のご家族

（受付時間） 10:00～16:00

（問い合わせ） 事務局（211-0141）

（持ち物） 事業主が、次の書類等を取りまとめのうえ、お持ちください。

○事業主：個人番号カードもしくは個人番号通知カード、印鑑

○事業主以外の方：個人番号が確認できるもの